呉市

地域猫活動 ガイドライン



呉市動物愛護センター (平成28年2月)

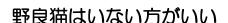
はじめてみませんか? 地域猫活動を!!

野良猫を迷惑に思う人

- 糞や尿による被害がある
- ・ゴミや花壇を荒らされる
- ・鳴き声がうるさい
- 無責任な餌やりがいる
- ・次々に子猫が生まれ数が 増えすぎて困っている

野良猫に手を差し伸べたい人

- ・不幸な猫を助けたい
- お腹を空かせてかわいそうなので餌をあげたい
- ・不妊手術をしてあげたいけれど お金がかかる



屋外で暮らす野良猫はかわいそう



みんなが考えていることは同じです。

これまで,野良猫(「所有者(飼い主)のいない猫」)については,糞尿による被害,子猫が産まれるなどの迷惑があっても,特に対策がありませんでした。

飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、「所有者のいない猫」では苦情の持って行き場がなく、結局、迷惑に思う人は猫を憎んだり、猫に餌を与えている人とトラブルに発展することがあります。

これは猫の問題というより、無責任に餌をやっている「人」や、ご近所付き合い等による「地域の環境」問題とも言えます。

その問題を「地域猫活動」で解決してみませんか

地域猫活動とは

野良猫(所有者のいない猫)は、もともと飼い猫であったものが一部の無責任な飼い主により捨てられたり、不妊去勢手術をせずに屋外飼育していることにより、外で子猫が産まれてしまい増えたりしたものです。飼い主が責任ある飼い方をすることはもちろんですが、野良猫を「排除する」のではなく、地域の中で「適正に管理する」ことで、地域住民との共生を図り、トラブル解決・環境改善を行っていく方法です。

呉市では、広島県動物愛護管理推進計画によって 「地域猫活動」を推進しています!!

協力

- 動物愛護ボランティア
 - •行政
 - •動物病院 等

主体

①適切な餌やり

地域住民

- ④不妊・去勢 手術
- ③トイレ等を設置 し, 糞尿の始末・ 管理
- ②給餌場所の 清掃·管理

具体的にはどうすればいいの?



地域で、この活動の実施の合意をとる

- ①地域での協力者、代表者を選任する。
- ②会合等には、動物愛護ボランティアも参加する。
- ③この活動を行う旨を地域住民に回覧板等で周知する。



飼い猫の飼育指導

①地域住民代表等が、猫の飼い主に対し室内飼育、 所有者明示(首輪に迷子札をつける、あるいはマイクロチップの 装着)を実施するように啓発する。



飼育管理のための準備

- ①地域住民が、餌を与える場所、時間、給餌する人を決める。
- ②猫のトイレの設置場所、清掃などの管理をする人を決める。
 - * 普段その地域で餌を与えている人と共に考えます。



生息数を確認

- ①餌を食べにくる猫の数を確認し、その猫に所有者がいないことを確認する。(写真などで確認、調査期間を1週間程度)
 - → その猫たちを「地域猫」とします。

ステップ5

毎日の飼育管理

- ①決められた場所と時間に餌を与える。食べ終えたらすぐに片付ける。 (置き餌はしない。)
- ②餌の管理・糞尿の処理・健康状態の確認。
- ③地域住民は、飼養管理を行う際に地域を巡回し、適宜、環境美化行動を実施するとともに、猫が遺棄されないようにパトロールする。

ステップ6

不妊去勢手術の実施

- ①地域猫を捕獲する。
- ②地域猫の不妊去勢手術を実施し(原則, 呉市が実施します。), 目印として片方の耳を V字にカットする。
- ③元の場所に戻し、「地域猫」として管理する。

ステップフ

飼育管理の継続

- ①毎日の飼育管理(ステップ5)を継続していく。
- ②活動について定期的に地域に周知する。

地域猫活動により期待される効果は?

1周辺の環境美化による効果

- *猫の給餌場所、トイレの管理をすることで、糞尿被害が改善され周辺の美化が進みます。
- * 捨て猫等を防ぎます。

2 適切な餌やり(置き餌をしない)による効果

- *ゴミをあさることによる散乱がなくなり、カラスやネズミ等による被害を 防ぎます。
- * 周辺から他の地区の猫が集まって来なくなります。
- *トイレの清掃時間が一定の時間にできるようになります。 (食後約30分で排泄します。)

3 不妊・去勢手術による効果

- *新たな猫の出産がなくなり、殺処分することなく徐々に数が減ります。 (野良猫は交通事故や病気などにより、寿命は4~5年といわれています。)
- * おとなしくなって、ケンカが減り、さかりの鳴き声がなくなります。
- *尿の臭いが極端にうすくなります。

4 近所の理解による効果

* 地域のコミュニケーションが活性化し、地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。

地域猫活動 Q&A

Q.エサはどうやって与えるの?

A. エサを与える場所を決め、できるだけ<u>同じ時間に与えます</u>。 水も与えてあげてください。

猫が食べ終わったら、<u>すぐに残ったエサを片付け</u>てください。 他の動物がこないようにするため、置き餌はしないでください。

Q.猫用トイレはどうやってつくるの?

- A. 猫は清潔好きで、砂ややわらかい土を好んでふん尿をする 習性があります。できるだけまとまってさせるために次の点を 考慮してトイレを設置してください。
 - ①雨のかからないような乾いた場所を選びます。
 - ②砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。
 - ③エサ場から少しはなれたところに、トイレを設けます。

具体的な方法としては,

- プランターに砂ややわらかい土を入れる。
- ・猫の通り道にトイレ砂をまく。 等があります。

猫は自分の臭いがついた場所にトイレをする習慣があります。 一度、当該猫の糞をトイレに入れて臭いをつけることや、トイレ に「またたび」を入れて猫に臭いをつけさせてもいいです。 こまめにトイレの清掃をしないと、他の場所でするようになって しまいます。このことで、地域もきれいな状態が保たれます。

Q.不妊・去勢手術をする時はどうやって保護するの?

A. 猫は警戒心が強く、いざ保護しようとしてもなかなか上手に 保護することができません。

数回に分けて保護,手術すると,猫同士のコミュニケーションで,警戒心がさらに強くなり保護できなくなるなどの問題が生じる可能性があるので,可能な限り短期間で保護する方が良いでしょう。

保護はエサを与えている時間帯に行ってください。定期的に エサを与えていれば、その時間、その場所に猫は姿を現します。 キャリーの扉を開けて、その中でエサに与えるようにする方法 もあります。

保護する際には、動物愛護センターやボランティア団体に問い合わせをしてください。

呉市 地域猫活動ガイドライン

平成28年2月25日策定

呉市動物愛護センター

〒737-0161 呉市郷原町2380-319 TEL(0823)70-3711 FAX(0823)70-3712